

令和4年3月4日	
資料提供	
担当課	商工振興課
担当者	石坂、尾崎、石橋
電話番号	073-441-2742

「和歌山県営業時間短縮要請協力金（第3期）」 3月7日（月）より申請受付開始

県の営業時間短縮要請(令和4年2月5日～2月27日、2月28日～3月6日)にご協力いただいた県内の飲食店等の事業者を対象とした「和歌山県営業時間短縮要請協力金(第3期)」の申請受付を、令和4年3月7日(月)から開始します。

- ◆ 申請期間 **【郵 送】令和4年3月7日（月）** ～ 4月27日（水）当日消印有効
【WEB】令和4年3月11日（金）9時 ～ 4月27日（水）23時59分
- ◀ 郵 送 ▶ 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で事務局へ郵送による申請
- ◀ WEB ▶ パソコンやスマートフォン等で下記ホームページから申請
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/O60300/kyoryokukin_3rd.html
- 申請要領・申請書は、県庁・各振興局企画産業課、各市町村商工担当課、各商工会・商工会議所など（別添参照）で3月7日（月）から配布します。
- 同ホームページでも3月7日（月）9:00からダウンロードできます。
- ◆ 問合せ 『和歌山県営業時間短縮要請協力金（第3期）事務局』
0120-907-127 9:00～17:00（土日祝除く）



協力金の支給要件

要請期間(令和4年2月5日～2月27日、2月28日～3月6日)において、営業時間の短縮要請にご協力いただいた次の全ての要件に該当する県内の飲食店等

項目	認証店 (和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策認証を受けている店舗)		非認証店
	要請①	要請②	
支給要件	営業時間	5時から21時まで	5時から20時まで 又は 休業
	通常の営業終了時間	21時を超え翌日5時になるまで(例:22時閉店)	20時を超え翌日5時になるまで(例:20時30分閉店)
	酒類提供	20時まで	酒類は終日提供しない(酒類を利用者が持ち込まないことも含む。)
	感染症対策	業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること	
	その他	同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること 要請期間中に、「営業時間短縮実施チラシ」や「休業実施チラシ」を店舗の外側等に掲示していたこと	
協力金 (売上高方式)	2.5万円～7.5万円/日	3万円～10万円/日	

1 店舗当たりの協力金の金額

		2019年、2020年又は2021年の1日当たりの売上高			
中小企業	A 売上高による方法	【認証店】要請① ・21時までの時短 ・酒類提供あり	8万3333円以下	8万3333円超～25万円以下	25万円超
		【認証店】【非認証店】 要請② ・20時までの時短又は休業 ・酒類提供なし	2.5万円/日	2.5万円～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法 (要請①、②共通)	【認証店】要請①	7万5千円以下	7万5千円超～25万円以下	25万円超
		【非認証店】要請②	3万円/日	3万円～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
大企業 (売上高減少額による方法) (要請①、②共通)		【計算式】 1日当たりの協力金額 = 2019年、2020年又は2021年からの1日当たり売上高減少額 × 0.4 【上限額（1日当たり）】20万円 ※要請①の場合の上限額は以下のとおり。 「20万円」又は「2019年、2020年又は2021年の1日当たりの売上高 × 0.3」のいずれか低い額			